

障害福祉を支える関係機関 ～支援につながる第一歩～

令和8年2月

横須賀市障害者基幹相談支援センター

(障害福祉課 計画係)

第一部の流れ

はじめに

- 日々の支援の中で「実感がありますか？」
- 第一部のゴール

スライドNo.3

障害福祉の基本構造と特徴

- 障害福祉の対象者を整理する
- 高齢福祉との共通点
- 高齢福祉との相違点

スライドNo.5

横須賀市の相談支援体制と各機関の役割

- 横須賀市の相談支援体制(全体像)
- 指定特定相談支援事業所
- 障害者相談サポートセンター
- 基幹相談支援センター
- 障害福祉課
- 相談支援の流れ
- セルフプランに係る横須賀市の現状

スライドNo.10

まとめ

- 支援につながる第一歩
- 第二部 意見交換会にむけて

スライドNo.19

日々の支援の中で 「実感がありませんか？」

- 高齢期を迎える障害のある方が増加し、支援が多様化している
ケアプランに障害福祉サービスの利用も位置づけられている方：85人（令和6年3月時点）
- 多問題世帯など、ひとつの制度・窓口では対応できないような複雑化・複合化した支援ニーズの顕在化

⇒ 高齢福祉分野と障害福祉分野が重なるケースが、増加している

⇒ 本研修会の企画などを通じ、主任介護支援専門員のみなさまと相談支援専門員との間に、共通の課題意識があることを再確認

第一部のゴール

- 連携・協働が不可欠であることはわかっている！
- 具体的に「誰に」声をかけ、どこから支援を始めていけばいいのだろう...
- 高齢福祉と比べて、障害福祉には「どんな関係機関」があるのか、全体像が掴みにくいなあ

⇒連携・協働にあたっては、何よりもまず「お互いのことを知る」ことが重要！

⇒第一部では、障害福祉の制度の細かい部分に深く踏み込むのではなく、横須賀市における障害福祉の相談支援に係る関係機関と、それぞれの役割のイメージを掴んでいただくことをゴールとしたい

障害福祉の基本構造と特徴

障害福祉の対象者を整理する

- サービス内容によっては、障害者手帳がなくてもサービス利用につながる人もいる
- 思い浮かべるケースはこの図のどこに位置する？

⇒ 支援につながるヒントに

障害や社会的障壁により継続的に
日常生活または社会生活に相当制限を受ける状態にある人

- ・ 障害者手帳所持者
(身体12,277人・知的3,813人・精神5,209人)
- ・ 難病者
(指定難病医療受給者3,337人)

障害福祉サービス利用者
(者3,088人・児1,301人)

データは令和7年4月時点

高齢福祉との共通点

- 本人のくらしを中心に、意思を尊重しながら、地域でのその人らしい生活を続けられることを目的としている
- アセスメント、支援計画、サービス調整、モニタリングのサイクル(ケアマネジメント)に基づいて支援を組み立てる
(高齢福祉分野:介護支援専門員 ⇔ 障害福祉分野:相談支援専門員)
- 訪問系、通所系、居住系(施設・GH)といったサービス類型がある
- 生活課題を起点に、社会資源へつなぎ、関係機関と調整しながら支援を進める
(チームアプローチ)

高齢福祉との相違点①

	高齢福祉(介護保険サービス)	障害福祉(障害福祉サービス)
対象者の考え方	年齢軸 (原則65歳以上、40～64歳は特定疾病等)	障害種別・障害特性 (身体・知的・精神・発達・難病等) ※年齢に限定されない
入口 (利用開始の手続き)	要介護認定(要支援・要介護)	申請・認定(障害支援区分等) ※手帳の有無とサービス利用は必ずしも一致しない ※サービスの暫定利用▲な実態
支給決定 (サービス量の決まり方・上限の考え方)	要介護度別に区分支給限度額が設定され、概ねその枠内で本人意向・アセスメント等を踏まえ、サービスを組み立てる	本人意向・アセスメント等を踏まえ、支給決定基準等に基づき、福祉事務所(市)がサービスの種類・支給量を決定する

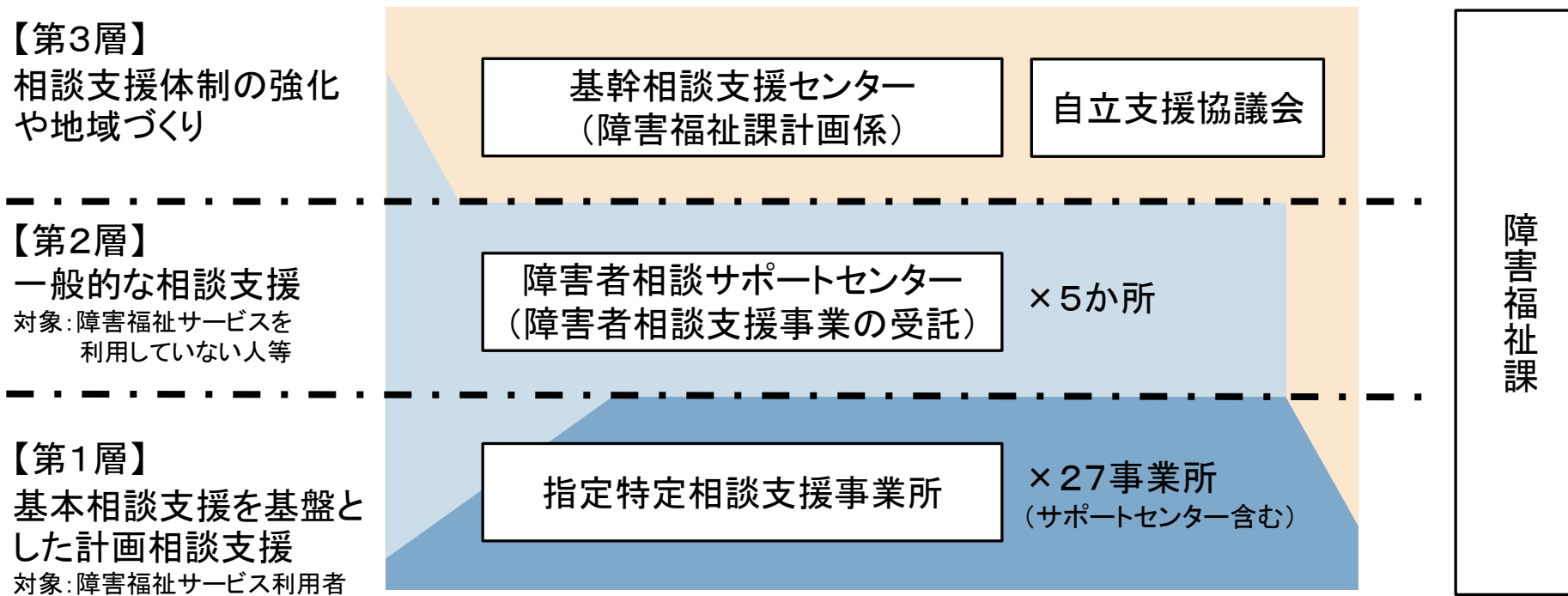
高齢福祉との相違点②

	高齢福祉(介護保険サービス)	障害福祉(障害福祉サービス)
支援の調整役	介護支援専門員が、ケアプラン作成・サービス調整・モニタリングを担う	相談支援専門員が、サービス等利用計画作成・サービス調整・モニタリングを担う ※意思決定支援を踏まえ、本人意向を福祉事務所や関係機関との調整につなげる視点を重視
計画の位置づけ	原則ケアプランが前提 (介護支援専門員の介入が基本)	計画相談(相談支援専門員)が介入する場合もあれば、セルフプランとなる場合もある
自己負担	原則1割～3割負担(所得による) +支給限度基準額等の枠	原則1割自己負担 (所得に応じた月額上限、0円となるケースもあり)

横須賀市の相談支援体制と 各機関の役割

横須賀市の相談支援体制（全体像）

- 3層構造、基幹相談支援センターを直営設置、5つの障害者相談サポートセンターは地区割



指定特定相談支援事業所

- 「基本相談支援を基盤とした計画相談支援」を担う、支援の「第1層」機関
- 市内に27事業所(令和8年1月時点、サポートセンター含む)
- 主な支援対象者は、障害福祉サービス利用者

役割

相談支援専門員が、サービス等利用計画作成、サービス調整、モニタリングを実施

⇒高齢期に移行する障害者や、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する方の支援において、連携先のひとつとして想定される

障害者相談サポートセンター

- 「一般的な相談支援」を担う、支援の「第2層」機関(第1層の指定特定相談支援事業所としての顔もある)
- 市内に5か所設置、地区割で委託
- 主な支援対象者は、障害福祉サービスの利用に至る前段階の方や、複雑な課題を抱える障害福祉サービス利用者及びその家族

事業所名	担当地区
田浦障害者相談サポートセンター	追浜、田浦、逸見
久里浜障害者支援センターゆんるり	浦賀、久里浜
衣笠障害者相談サポートセンター 相談室あすなろ	衣笠
チームブルーよこすか障害者相談サポートセンター	本庁、大津
支援センターライフゆう	北下浦、西

障害者相談サポートセンター

役割

身近な相談窓口として、福祉サービス利用前後の相談に対応し、
情報提供、助言、関係機関へのつなぎを行う。

⇒障害福祉の制度や資源の選択に迷う場合や、
本人・家族の困りごとが整理が難しい場合に、必要に応じて一緒に状況・意向を整理し、
適切な機関につなぐ連携先のひとつとして想定される

基幹相談支援センター

- 「相談支援体制の強化と地域づくり」を担う、支援の「第3層」機関
- 直営で、障害福祉課 計画係内に設置
- 相談支援専門員へのOJT等の一部業務は、主任相談支援専門員所属法人へ委託

役割

相談支援専門員等への後方支援(助言・支援会議への参加等)を行うとともに、自立支援協議会等を活用し、地域の連携体制づくり(ネットワーク強化・人材育成・地域課題の見える化)を行う。

⇒お困りの際は、ご相談ください！

一緒に考えさせていただき、必要に応じて担当部署・関係機関へつなぎます。

障害福祉課（市町村）

- 地区ごとにケースワーカーを配置
- 障害福祉サービス係内に、障害者虐待防止センターを設置

役割

障害者手帳等、各種施策の申請窓口

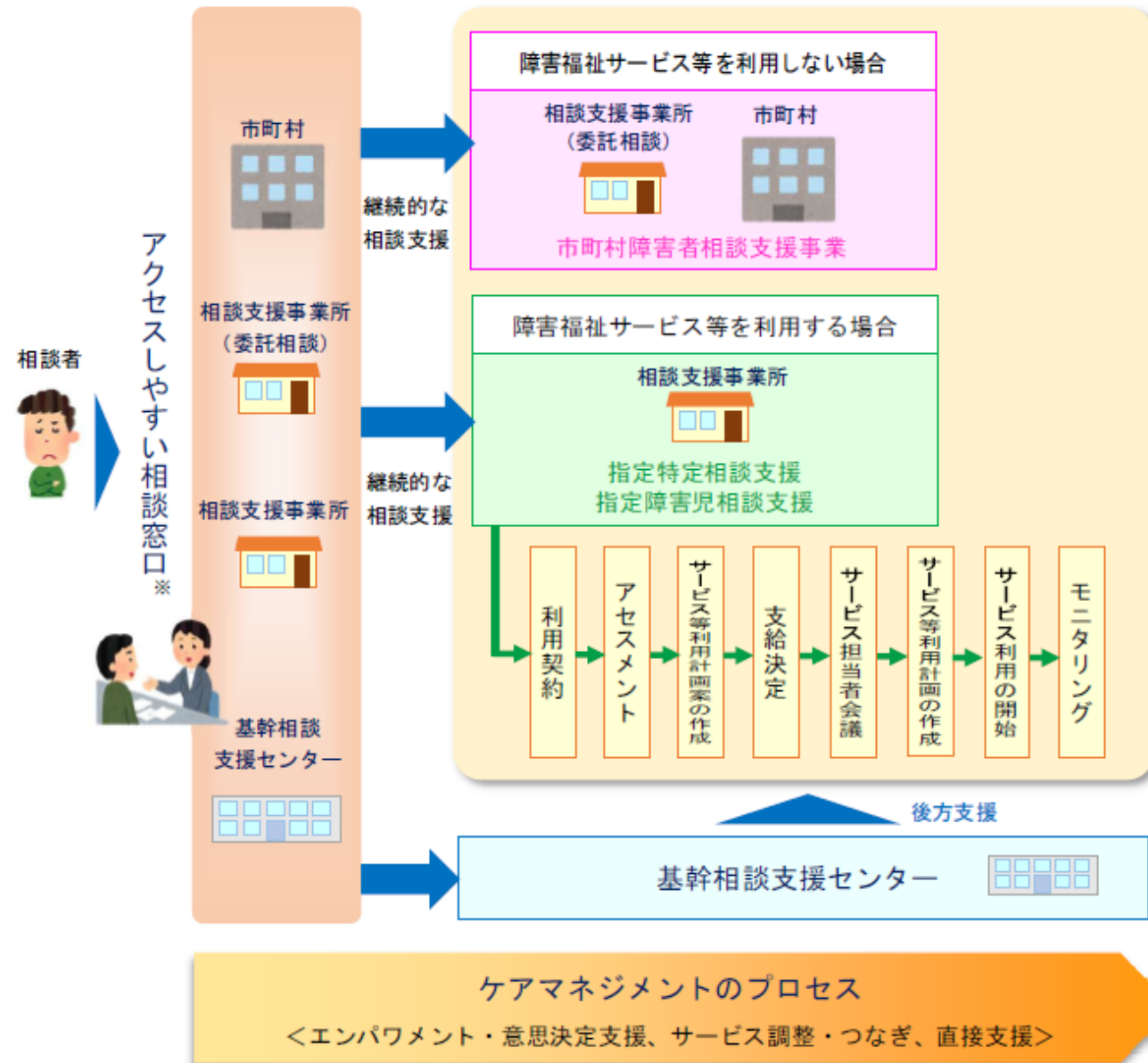
相談支援の実施

障害福祉サービスの申請受付、障害支援区分等の認定、支給決定

障害者虐待への対応

成年後見制度 市長申立（知的障害者）

図 I-2 相談支援の流れ



セルフプランに係る横須賀市の現状

セルフプランとは

- 障害福祉サービス利用者やその家族が自ら「サービス等利用計画」を作成すること
 - 利用者の自己決定を尊重する障害福祉ならではの仕組み

 - 横須賀市のセルフプラン率は、44.9%(令和7年3月時点)
 - 障害福祉サービス全体の伸び率に追い付かず、セルフプランの割合が高い
- ⇒障害福祉サービス利用者であっても、担当の相談支援専門員が不在の場合あり
- ⇒セルフプランで障害福祉サービスを利用する方に関するご相談は、ケースワーカーまで

まとめ：支援につながる第一歩

- 障害福祉の相談支援に係る関係機関と

それぞれの役割のイメージを掴んでいただけたでしょうか？

- 連携・協働は、お互いが「つながり」、対話を重ねていくことで「作り上げていく」もの

- 高齢福祉と障害福祉、相違点もありますが、

「本人の暮らしを中心に、意思を尊重しながら、地域でのその人らしい生活を続けられること」

という目的は共通であるはずです

- 介護支援専門員と相談支援専門員は、横須賀で相談支援を担う大切な仲間です

第二部 意見交換会にむけて

- 第二部の意見交換会も、貴重なつながり・対話の場

(ここからはちょっと宣伝です！)

- 相談支援体制の強化、地域づくりを担う「自立支援協議会」の「地域課題整理部会」で毎月、27か所の相談支援事業所が集まり「事例を素材としたグループスーパービジョン」実施
- 第二部に参加する相談支援専門員は、グループスーパービジョンの運営メンバー
- つながり・対話の機会の一つとして、ぜひお気軽に私たちの活動にもお立ち寄りください！